SSBJ

第 76 回サステナビリティ基準委員会

資料番号　審議事項(2)

日付　2026 年 11 月 19 日

プロジェクト	ISSB 公開草案「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』」への対応
項目	ISSB 公開草案「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』」への対応

I. 本資料の目的

1. 本資料は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）から 2026 年 10 月 22 日に公表された、公開草案「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』」（以下「本公開草案」という。）（コメント期限は 2027 年 2 月 19 日。）への対応を検討することを目的としている。

II. これまでの経緯

ISSB における検討の経緯

2. ISSB の 2023 年の情報要請「アジェンダの優先順位に関する協議」に対するフィードバックは、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会に関する情報の開示の改善について、主要な利用者の間で非常に高い（significant）関心があることを示唆しているとされた。主要な利用者は、自然関連のリスク及び機会に関して、より一貫性があり、比較可能で、検証可能な開示を要求しているとされている。

3. 2024 年 4 月に ISSB において開始された、自然関連のリスク及び機会に関するリサーチ・プロジェクト「生物多様性、生態系及び生態系サービス」（BEES）[1]により、主要な利用者の共通の情報ニーズの多くは、既存の IFRS S1 号及び「SASB スタンダード」などによって対処されているものの、IFRS S1 号及び IFRS S2 号は、自然関連開示に固有の要求事項を提供していないと ISSB により結論づけられた。

4. 2025 年 12 月、自然関連のリスク及び機会に関連する主要な利用者の共通の情報ニーズに対処するため、基準設定に移行し、自然関連財務開示に関するタスクフォース（TNFD）のフレームワークを活用するとともに、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事

[1] ISSB は、その後、プロジェクトの範囲を変更せずに、プロジェクトの名称を「自然関連開示」に変更した。

項を基礎として、これらのリスク及び機会に関する情報を開示するための要求事項を具体的に導入することを提案することが ISSB において決定された。

5. 2026 年 1 月から基準設定プロジェクトが開始され、2026 年 7 月までの ISSB ボード会議における審議を踏まえ、2026 年 10 月 22 日に、ISSB より「IFRS 実務記述書」の提案という形式で本公開草案が公表された。

III. 本公開草案への対応案

6. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）では、「国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規」第 3 条に従い、IFRS 財団、ISSB 又は IASB から公表されたデュー・プロセス文書に対するコメント・レターの提出について、次のとおりとしている。

   (1) 主要なサステナビリティ開示基準に関するデュー・プロセス文書については、原則としてコメント・レターを提出する。

   (2) 範囲の限定的なサステナビリティ開示基準の改訂を含む、(1)以外のデュー・プロセス文書については、委員会においてコメント・レターの提出の要否を検討する。

7. 本公開草案は「IFRS 実務記述書」の提案という形式で公表されており、提案通りに確定された場合には IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）を構成しないことになるため、本資料第 6 項(2)に該当するデュー・プロセス文書になると考えられる。

8. ここで、本公開草案では、「実務記述書」とすべきか、「基準書」とすべきか基準設定の形式についての質問が含められており、今後、直接、本公開草案が「基準書」として確定される可能性があり、また、「実務記述書」として公表された後に改めて公開の協議を経て「基準書」となる可能性もある。本公開草案が「基準書」として確定された場合、当委員会が国際的な整合性があるものとして基準を開発、維持する際に参照する対象となる ISSB 基準を構成することになる。早い段階で我が国の関係者からの意見や懸念を ISSB に伝えることにより、ISSB において検討がなされ、その結果、当委員会の基準開発において ISSB 基準と整合した基準を導入しやすくなることから、当委員会から本公開草案に対するコメントを提出することとしてはどうか。

Ⅳ. 本日の審議事項

9. 本日の委員会では、本公開草案の概要についてご紹介し、本公開草案への対応案（本資料第 8 項）について、ご審議いただきたい。本公開草案の概要については、審議事項(2)参考資料 1 をご参照いただきたい。

ディスカッション・ポイント
① 本公開草案の概要について、ご意見やご質問があれば伺いたい。
② 本公開草案への対応案について、ご意見やご質問があれば伺いたい。

以 上